

指定通所介護サービス重要事項説明書

＜令和 6 年 9 月 1 日現在＞

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社まごころ
代 表 者 名	上田 裕康
所在地・連絡先	(所在地) 滋賀県甲賀市水口町山 3 9 3 8 番地 4 1 (電 話) 0 7 4 8 - 6 3 - 5 7 3 0 (FAX) 0 7 4 8 - 6 5 - 5 5 6 0

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	デイサービスまごころ
所在地・連絡先	(所在地) 滋賀県甲賀市水口町山 3 9 3 8 番地 4 1 (電 話) 0 7 4 8 - 6 9 - 5 8 1 0 (FAX) 0 7 4 8 - 6 5 - 5 5 6 0
事業所番号	2 5 7 1 4 0 1 0 9 6
管理者の氏名	田中 大介
利用定員	2 4 名

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				常勤換算後 の人数(人)	職務の 内容等
		常勤(人)		非常勤(人)			
		専従	非専従	専従	非専従		
管理者	1	1	1			1	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。また、通所介護計画書の作成業務を行う。
生活相談員	1	1				1	利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の

							作成、関係機関との連絡調整等を行う。
介護職員	5	2		3		4. 0	利用者の入浴等の介助及び援助を行う。
看護職員	2				2	1. 0	利用者の日々の健康状態のチェック、保健衛生上の指導や看護を行う。
機能訓練指導員	3			1	2	1. 5	機能の減衰を防止するための訓練指導及び助言を行う。

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	甲賀市、湖南市（石部を除く）、日野町、竜王町
------------	------------------------

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間等

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8：00～17：00

※ 営業しない日： 土曜日・日曜日・12月30日～1月3日、8月13日～8月16日

サービス提供日	月曜日～金曜日
サービス提供時間	9：00～16：15

3 サービスの内容

種 類	内 容
入 浴	入浴又は清拭を行います。
排 泄	利用者様の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
機能訓練	機能訓練指導員により利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。
生活指導	利用者の生活面での指導・援助を行います。 各種レクリエーションを実施します。
健康チェック	血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。
相談及び援助	利用者とその家族からのご相談に応じます。
送 迎	自宅から事業所までの間の送迎を行います。

4 費 用

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割が利用者様の負担額（一定以上の所得がある65歳以上の利用者様は2割または3割）となります。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行し

ます。

【料 金 表】

■通所介護（事業所規模：通常規模、地域区分 1単位：10.27円）

介護度	7時間以上8時間未満				
	サービス単位	サービス 利用料金	利用者負担額 （1割）	利用者負担額 （2割）	利用者負担額 （3割）
要介護1	658単位	6,757円/日	675円/日	1,351円/日	2,027円/日
要介護2	777単位	7,979円/日	797円/日	1,595円/日	2,393円/日
要介護3	900単位	9,243円/日	924円/日	1,848円/日	2,772円/日
要介護4	1023単位	10,506円/日	1,050円/日	2,101円/日	3,151円/日
要介護5	1148単位	11,789円/日	1,178円/日	2,357円/日	3,536円/日

■通所介護加算項目

加算項目	サービス単位	サービス 利用料金	利用者負担額 （1割）	利用者負担額 （2割）	利用者負担額 （3割）
入浴介助加算	40単位	410円/日	41円/日	82円/日	123円/日
個別機能訓練 加算Ⅰ	56単位	575円/日	57円/日	115円/日	172円/日
個別機能訓練 加算Ⅱ	20単位	205円/月	20円/月	41円/月	61円/月
科学的介護推 進体制加算	40単位	410円/月	41円/月	82円/月	123円/月
介護職員処遇 改善加算Ⅱ	利用額の合計に 9.0%を乗じた額		利用額の合計に 9.0%を乗じた額	利用額の合計に 9.0%を乗じた額	利用額の合計に 9.0%を乗じた額

- ※ 入浴介助加算（Ⅰ）は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合に算定します。
- ※ 個別機能訓練加算（Ⅰ）は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、機能訓練加算（Ⅱ）を算定します。
- ※ 口腔機能向上加算は口腔機能の低下又はそのおそれのある利用者に対して、多職種共同で口腔機能改善管理指導計画を作成の上、個別的に口腔機清掃又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施等の口腔機能向上サービスを実施した場合に算定します。
- ※ 介護職員処遇改善加算Ⅱは、介護職員等の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員処遇改善加算Ⅱは、区分支給限度額基準額の対象外になります。
- ※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の居宅サービス計画等に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、事業者が別に設定し、全額が利用者様の自己負担となりますのでご相談ください。

■その他利用料

昼食代	1回	実費
おやつ代	1回	実費

おむつ代	1 枚	1 0 0 円
------	-----	---------

■その他の費用

通所介護サービスの中で提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となる費用で利用者負担が適当なものについては、利用者様に負担いただきます。

お迎えにお伺いした段階でお休みされることが判明した場合はキャンセル料(ガソリン代等)として500円ご負担いただきます。

■利用料等のお支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、27日までに下記口座に振り込んで下さい。入金確認後、領収証を発行します。また、銀行引き落としでの支払いに関しても27日引落としとなります。

現金支払い等支払い方法については、ご相談ください。

滋賀銀行 綾野支店 普通預金口座（口座番号435523） 口座名義 株式会社まごころ
--

5 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 苦情等相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を下表のとおり設置します。

当事業所 相談窓口	窓口責任者 田中 大介 受付時間 9:00～17:00 連絡先 電話 0748-69-5810 FAX 0748-65-5560 面接（当事業所相談室）
甲賀市役所健康福祉部長寿福祉課	受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 電話番号：0748-69-2164
湖南市役所健康福祉部高齢福祉課	受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 電話番号：0748-71-2356
日野町役場長寿福祉課高齢者福祉 介護担当	受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 電話番号：0748-52-6501
竜王町役場福祉課高齢者福祉係	受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 電話番号：0748-58-3705
滋賀県国民健康保険団体連合会	受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 電話番号：077-522-0065

6 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

7 事故発生時等における対応方法

サービス提供中に事故が発生した場合は、必要な措置を講じるとともに、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等、市町村及び滋賀県に連絡を行います。

8 非常災害時の対策

非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理者または火器・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

9 個人情報の保護及び秘密の保持について

- ※ 事業所は、利用者様及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。
- ※ 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

10 サービス利用に当たっての留意事項

- ※ サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- ※ 施設内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- ※ 決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。
- ※ 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ※ 所持金品は、自己の責任で管理してください。
- ※ 施設内での他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

当事業者はサービスの利用に当たり、本人に対して重要事項説明書を交付の上、通所介護サービスのサービス内容及び重要事項の説明を行いました。

説明・交付年月日： 令和 7 年 月 日

事業者	所在地	滋賀県甲賀市水口町山 3 9 3 8 番地 4 1
	事業者（法人）名	株式会社まごころ
	事業所名	デイサービスまごころ
	事業所番号	2 5 7 1 4 0 1 0 9 6
	代表者名	代表取締役 上田 裕康

説明者	職 名	施 設 長
	氏 名	田中 大介 ㊞

私は、重要事項説明書に基づいてサービス内容等に係る重要事項の説明を受けました。

年月日： 令和 7 年 月 日

本人	住 所	
	氏 名	㊞

(署名・法定) 代理人	住 所	
	氏 名	㊞